

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十一号

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

8 平成二十一年四月一日において現に県営住宅（特別住宅を除く。以下同じ。）に入居している者で公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正後の令第二条に規定する方法により算出した県営住宅の毎月の家賃の額が平成二十一年四月一日前の最終の県営住宅の毎月の家賃の額を超えるものの平成二十一年度から平成二十四年度までの県営住宅の毎月の家賃の算出に係る第十四条の規定の適用については、同条第一項中「令第二条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）附則第三条」とする。

9 次に掲げる者の第二十七条第一項及び第二項に規定する認定並びに第二十九条第一項に規定する毎月の家賃の算出に係る第六条、第二十七条及び第二十九条の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号イ中「令第六条第五項第一号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号。以下「改正令」という。）附則第五条の規定によりなおその例によることとされる改正令による改正前の令第六条第五項第一号」と、同号ロ、第二十七条第二項及び第二十九条第一項中「令」とあるのは「改正令附則第五条の規定によりなおその例によることとされる改正令による改正前の令」と、第二十七条第一項中「第六条第一項第二号の金額」とあるのは「改正令附則第五条の規定によりなおその例によることとされる改正前の令第八条第一項に規定する金額」と、「同条第二項後段の規定により読み替えられた後の同条第一項第二号の金額」とあるのは「改正令附則第七条の規定によりなおその例によることとされる改正令附則第六条による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）第十三条の二第一項後段の規定による読替え後の旧令第六条第一項に規定する第二種公営住宅に係る金額」とする。

- 一 平成二十一年四月一日において現に県営住宅に入居している者
- 二 平成二十一年四月一日前に第七条第一項又は第三十五条の規定による申込みがされ、かつ、同日以後に入居の決定がされることとなる場合における当該申込みをした者

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。